

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第42号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) 第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定	各市町村	1 児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) 第17条第2項において準用する第7条第2項の規定による児童手当の受給資格及び児童手当の額の認定	各市町村
略		略	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。